

調査基準価格と最低制限価格

愛知県

算定方法を改正

国の改正に倣い1日から

愛知県は1日から、公共工事の入札で、「調査基準価格」と「最低制限価格」の算定方法を改正する。国が4月に改正したことに倣ったもので、改正後は多くの工事で両価格の値が従来より5・6・5割ほど高くなることが想定され、低価格受注による工物品質の低下防止に一層の役割を果たすことが期待される。

両価格はこれまで、「直接工事費、共通仮設費、現場管理費の5分の1の合計に1・05を掛けした額」としていたが、5月からは「直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の60%、一般事（最低制限価格を設定する工事は除く）、最低制限価格制度については予定価格5000万円未満の一般土木、舗装、一般建築工事とする。このうち一般土木工事

じてきた、低価格受注による工物品質の低下や下請け業者へのしわ寄せ、安全対策の不徹底といった問題に一層の効果があらがることを期待している。

の想定ケースをみると、予定価格を100とした場合（直接工事費60、共通仮設費10、現場管理費15、一般管理費15）、これまで両価格は73の値を示していたが、改正後は6・5割アップの79・5となり、応札者にとっては調査対象または失格となる率が高くなる。県は今回の改正により、これまでも対策を講